# 豊かで美しい自然、 人と人のふれあいを 大切にするまちをめざして





第7回合併協議会

# 新町名候補報告される!



第七回合併協議会開催 新町建設計画策定小委員会 新町名候補選定小委員会 三町行政視察を実施 10

編集·発行 檜山北部 3 町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の 1 (北檜山町役場内)
TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

## 第7回合併協議会開催

第7回檜山北部3町合併協議会が、平成16年8月27日(金)に北檜山町健康センターで開かれ、 「新町建設計画策定小委員会」「新町名候補選定小委員会」「議会議員定数・任期検討小委員会」の各委 員会の経過報告の後、5項目の協議事項について協議を行いました。

新しく生まれ変わろうとする新町にとっても将来的に大きな影響を及ぼす諸問題を抱えた項目であ るため、熱心な協議が行われました。



目指すため、 ◎新町建設計画策定小委員会経過報告 住民ニーズにこたえる医療体制を 次のような協議を行い

報

告

事

項

②サテライト医療機関―主幹病院以 ③救急医療体制の強化—救急救命士 外の医療機関は、 の育成、搬送自動車の整備等。 ライトの役割を担う。 合的医療を行う主幹病院を設立。 主幹病院のサテ

については現段階では結論を出

④整形外科の充実

⑤在宅医療の推進 ホームの整備。 等の推進。 ムヘルパーの派遣、 老健施設やグループ 訪問看護やホー 在宅リハビリ

⑥医療・保健・福祉・教育の連携

また、新町まちづくりプランの

定については、基本施策の 活力に満ちた産業のまち」 健やかに暮らせる福祉のまち

「多様な交流を支えるにぎわ ある快適なまち 自然と共生する安全なまち 0

4 3 2

5

豊かな人間性と文化をはぐくか

ありました。 6 終的に六作品を選定した旨の報告が ◎新町名候補選定小委員会経過報 について説明がありました。 た結果、 新町名候補選定手順」に基づき、 日間にわたって新町名の公募をし 七月一日より八月十日までの四 「みんなでつくるまち」 (第二回新町建設計画策定小委員会P 8 ) 一、〇九七件の応募があり また、 郡の所属の 取

ました。

①主幹病院の設置

-北檜山町内の既

存の医療機関の拡充を図り、

準総

最

### 新町名候補の公募結果

応募総	有効件数	1,069件
数 1,097 件	無効件数	28件

有効分における種類数 128 同一人物が複数枚応募 全国に同じような町名が存在

年齢別(有効分)1069件

区分	件 数	構成比(%)	区分	件 数	構成比(%)
10 歳未満	17	1.6	50 歳代	218	20.4
10 歳代	51	4.8	60 歳代	215	20.1
20 歳代	91	8.5	70 歳代	154	14.4
30 歳代	124	11.6	80 歳代	64	6.0
40 歳代	117	10.9	不明	18	1.7

た。

第

回議会議員定数·任期検討小委員会P9

調整内容の原案について、

出したことなどの説明が

ありま 意見が続 れた在任特例制度を適用するとした

ず、 を行うこととしました。 新町名が決定した後、 (第二回新町名候補選定小委員会P8) 再 **| 度協議** 

|主な意見・質問

質問 回答一この件については、 思います。 回の協議会において正式に協議事項 として提案をさせていただきたいと 告として受け止めていただいて、 るものはないのですか。 の十五点の中でもう何点か検討でき を候補選考で十五点に絞り、 応募総数一、 0九七件、 今回は報 さらに 次 Z

> をすべきです 例を適用せず、 う住民の意見がかなり強い。 だと思います。合併したら議員定数 あるのは、 を減らし、 合併後決められた期間内で選挙 直ちに改選すべきだとい 財政の見直し、 議員定数をまず減ら 立て直し 在任特

主な意見・質問

協

議

事

項

意見― 三町が合併するという根底に

在任特例を適用した場合の議会議員の任期 H15年 H16年 H17 年 H18年 H19年 H20 年 H21年 H22年 大成町 議員の任期 瀬棚町 議員の任期 北檜山町 議員の任期 -合併期日H17年9月1日 大成町:3年1ヶ月 瀬棚町:3年4ヶ月 在任期間2年の場合 北檜山町:4年4ヶ月 在職期間 大成町:3 年 7ヶ月 瀬棚町:3 年 10ヶ月 合併期日H18年3月1日 在任期間2年の場合 北檜山町:4年10ヶ

告がなされ、

了承されました。

この

員定数・任期検討小委員会の経過報

小委員会委員長より第

回

**[議会議** 

◎議会議員定数

任期検討小委員会

経過報告

項目につい

ては、

任意協議会で示さ

意見— 適用し、 めにも、 ちっとつくり上げてバトンタッチ -備期間が必要です。 議員が力を合わせて新町をき 新しいまちをつくるのには この在任期間の中で三町 議員の後継者づくりのた 在任特例を

説明がありました ついては脱退により解散となる旨

広域連合に

する市 脱退、 ◎広域連合、 が必要になります。 ンターは脱退、 部事務組合、 加入の手続、 町村が合併を行う場合には、 部事務組合等の取扱い 加入し、 広域連合等を構成 規約の変更手続 檜山北部衛生

(承認)

### 広域連合、一部事務 協定項目 16 組合等の取扱い

#### 調整内容

檜山北部広域連合は、合併の日の前日をもって解 散し、合併の日に事務を新町に引き継ぐ。財産の取 扱いについては、合併時までに関係町と協議して決 定する。

一部事務組合(檜山広域行政組合、北部檜山衛生 センター組合) は、合併の日の前日をもって当該組 合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加 入する。

一部事務組合(狩場葬斎組合)は、合併の日の前 日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財 産を新町に引き継ぐ。

共同設置機構 (檜山管内公平委員会) は、合併の 日の前日をもって当該共同設置機構から脱退し、新 町において合併の日に当該共同設置機構に加入する。 土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する。

していくべきではないか。

意見—現在、

三町の介護保険料が違

-檜山広域行政組合 —— - 消防、広域市町村圏計画 等に関する事務 北部檜山衛生センター組合――し尿処理、ごみ処理、し尿 -部事務組合 浄化槽清掃業務に関する - 狩場葬斎組合 . 火葬に関する事務 広域連合—檜山北部広域連合 介護保険被保険者の資格 管理、介護保険要介護·要 支援認定、介護保険給付、 介護保険事業計画策定、 介護保険料の賦課及び徴 収に関する事務 -檜山管内公平委員会 公平委員会に関する事務 共同設置機構— - 檜山北部4町介護認定審査会 — 介護認定審査会に関する 事務

回答 質問 きるものと思われます。 単独での運営の方が保険料も軽減さ 山北部広域連合の介護保険について 生センター すが、その理由は? は新町でやっていくよという内容で は四町で引き続きやっていくよ、 きめの細かなサービスも提供で ― この調整内容は、 別紙資料のとおりですが新町 組合のごみ関係について 北部檜山衛 檜

> な課題が残っています。 ばなりませんが、 人保健、 ます。 また、 この平準化をまずしなけれ こういったものが一体化さ 介護保険と国保、 それには相当大き 加えて老

#### 檜山北部3町合併協議における介護保険制度運営にかかる方向性について

#### メリット デメリット ・介護保険料は、新町単独保険料よ ・合併したことにより行わなけれ りも高くなることが予想される。 ばならない事務作業が最小限 ・1町対1町の構成となるため広域 で済む。 広域連合を継続し 1町対1町の連合となるため、 連合設立時の目的であった、保険 運営する場合 負担金の額が3町での合計よ 料軽減、経費削減等のメリットが 継続されるのか疑問がある。(連合 り軽減される。 設立時の趣旨と合わなくなる部分 がでてくる。) ・平成17年9月(合併後)以降の保険 ・介護保険料が軽減される。 ・他町の職員ではなく全て新町の 料や事業計画の再策定が必要となっ

合併と同時(平成 17年9月) に広域 連合を解散し新 町により運営する 場合

- 職員で構成されるため、職場が 確保される。
- 介護認定審査会、広域連合議会 等を新町で構成できるため経 費が削減される。
- 新町のみでの運営となるため、 新町の状況にあった細やかな 制度運営が可能となる。
- ・今後、広域連合では各町から職 員の派遣を受け国保・老健の業 務を運営することとなってい るが、新町で業務運営すること で、人件費に対する広域連合へ の負担がなくなる。

た場合は平成 16 年度中から準備作

業を進めなければ間に合わない可能

- 性もある。 ・現在使用している介護保険システム が引き継げないとなった場合、シス テム設置費用がかかる。
- 保険証の交付、介護保険料の賦課収納 等が年度途中となるため、広域連合 からの引継ぎや準備事務を早急に進 めなければならず、事務の煩雑化や 被保険者の混乱が予想される。
- ・平成 17 年度は平成 18 年度からの制 度改正や介護保険事業計画の見直し 準備年度となるため、新町準備と平 行してその準備も進めなければなら ない。

上

務的に判

断

が

難

11

われ

る事

務事業を

提

案する旨

0

説

明

が

あ

一な事 · と 思 一で事

業とし

て協議会に

じした。

らは新町の基礎をつくるためには相 時間的にもかなり難しいと思います でやっていくということは事務的にも 5 れています。 一時間がかかると思います。 合併してすぐに広域連合を それに保健福祉。 ですか 町

# 0 教育事業の取扱 (承認)

をたたき台として協議 幹事会で検討し この Ŋ ては、 事 承認されました。 教育専 業 0 取 た調整 門部会と 扱 いいにつ

41

行

専門部会で調整を行 門部会・ 会・産業建設専門部会・教 けってい 専門部会で、 0 ) 専門 います。 保健福祉 部会 で 幹事会と 行 調 専門 財 整 つ 政 た 専 部 を

# 方法につい 各種事務事業の 提 案

事

務

事業があり、

現 各

在 種

四 0

行政事務事

業

は

行

# 21-6 教育事業の取扱い

#### 調整内容

教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 高等学校教職員表彰は、北海道教育功績者表彰規則の例により再編する。
- (2) その他の表彰は、合併後に新たな制度を定める。
- (3) 学校林については、新町に引き継ぐ。
- (4) 通学区域については、現行のとおりとする。
- (5) 通学定期補助制度については、瀬棚町の例により制度化し、対象範囲を新町で検討する。
- (6) スクールバスの運行については、現行のとおりとし、車輌更新時に委託方式 等を検討するものとする。
- (7) 奨学資金貸付制度については、合併後に統一する。 合併日前日まで奨学資金貸付を受けている者は、奨学資金貸付が終了するま での間は旧町の例により取扱うものとする。ただし、合併後に新たに貸付を 受ける場合は、新制度を適用させるものとする。
- (8) 学校給食センターの運営については、合併年度は現行のとおりとし、委託方式を含め合併後に統合する。
- (9) 給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は給食費の額を統一する。
- (10) 有機米助成制度については、現行のとおりとする。(拡大可能な農畜産物等については、合併後に検討する。)
- (11) 高等学校入学検定料、入学金及び授業料については、現行のとおりとし、 道 立高校の改定にあわせて合併後に検討する。
- (12) 町立高等学校の生徒募集については、平成17年度については現行のとおりと し、合併後に新町において町立高校の再編、統廃合を検討する。
- (13) 幼稚園の運営については、現行のとおりとする。
- (14) 幼稚園の入園料及び保育料については、現行のとおりとする。
- (15) 中学生生徒海外研修事業については、新町において継続実施する。
- (16) 町立高等学校の修学旅行は、現行のとおり新町において継続実施する。
- (17) 図書館等の管理運営については、現行のとおりとする。
- (18) 図書館等の施設間ネットワーク構築については、合併後に検討する。
- (19) 図書の貸出カードについては、合併後に統一する。
- (20) 成人式については、平成17年度は大成町及び瀬棚町は従来のとおり実施し、 内容を検討の上、北檜山町の日程で新町としての成人式を実施する。なお、既 に実施している旧町の対象者も新町の成人式の対象とする。

平成18年度以降については、主催は新町の町長、事務は教育委員会で取扱うこととし、実施時期、実施方法は新町で調整する。

### 協定項目 21-12

## 窓口サービスの事業の取扱い

#### 調整内容

窓口サービス事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、諸証明及び税務窓口等業務については、住民 サービスの低下を招かないよう十分配慮し再編整備するものとする。
- (2) 窓口業務取扱い時間については、新町の勤務時間とする。
- (3) 昼休みの対応については、本庁・支所ともに行うこととし、住民サービスに支障を来さぬよう合併時までに調整する。
- (4) 土・日・祝日・夜間における窓口業務は、現行のとおり委託業務により対応する。

台として協議を行い、承認されました。各専門部会並びに幹事会で検討した調整案をたたきこの事業の取扱いについては、行財政と保健福祉

「窓口サービス」3町の現況

	窓口業務の時間	昼休みの対応		土・日・祝日夜間等の対応	毎週金曜日の対応	
大	1	町民窓口	税務窓口	窓口全般	· 委託業務	
成	8 時 45 分 ~ 17 時 15 分	月曜日〜金曜日 当番で職員1名が対応	対応なし	月曜日〜金曜日 当番で管理職1名が対 応	・警備会社に業務委託 ・輪番待機職員による対応	
瀬棚町	8 時 30 分 ~ 17 時 15 分	通常の業務と同じ対応		委託業務 ・警備会社に業務委託 ・輪番待機職員による対応	戸籍事務担当について、 18時まで業務を延長し、 窓口サービスを実施	
北檜山町	8 時 45 分 ~ 17 時 30 分	月曜日〜金曜日 当番で町民係、福祉係 2名が対応	月曜日〜金曜日 当番で職員1名が対応	月曜日〜金曜日 当番で職員1名が対応	委託業務 ・警備会社に業務委託	
業務内容		戸籍謄(抄)本、住 民票、印鑑証明書等 の発行、届出の受理	所得証明書、納税証 明書、固定資産評価 証明書等の発行	窓口相談、担当者への連絡など	戸籍届出 (婚姻・死亡)、火 葬許可証の受付、担当者へ の連絡など	

町が日本女医第一号の荻野吟子女史 ありました。 る方向で調整をしていくとの説明が 対して助成をしている事業です。 が宿泊費、交流会等にかかる経費に ラブが主体となって交流を行 を行っています。 との関係から、 玉県妻沼町と今まで同様に交流を行 新町でさらなる交流の拡大を図 「域間交流事業については、 埼玉県妻沼町と交流 B&G瀬棚海洋 瀬 埼 町

◎国際交流事業の取扱いについて◎国際交流事業の取扱い (承認

た調整案をたたき台として協議を行

承認されました。

教育専門部会と幹事会で検討





## 国際交流事業の取扱い

#### 調整内容

国際交流等事業については、次のとおりとする。

- (1) 国際交流推進アドバイザー設置については、合併後に旧北檜 山町のJET(外国語指導等を行う外国青年)に再編する。
- (2) 地域間交流事業については、現行のとおりとし、新町として 拡大、交流を図る。
- (3) 国際交流の集い受入事業については、現行のとおりとする。
- (4) 北檜山町の少年少女ふるさと探訪の旅事業については、合併 後に調整する。



事情もありますので、 学校と交流をしていますが、 流先と調整する旨の説明がありま の旅事業は、 いくとの説明がありました。 福島県猪苗代町の千里 新町において交 交流先の

が実施している少年少女ふるさと探訪 でと同様に実施する方向で調整をして 町ともに実施していることから、 ターが事業主体として実施をしてお 現状は外国人留学生受入事業を各 財団法人北海道国際交流セン 国際交流の集い受入事業につ 北檜山 町

# 協定項目

### 姉妹都市等事業の取扱い

#### 調整内容

姉妹都市事業については、新町として姉妹都市を結び、交流を拡大する。

瀬棚町がアメリカ合衆国カリフォルニア、ハンフォード市と平成3年8月17 日に姉妹都市を結んでおり、瀬棚町へのハンフォード訪問団の受け入れ、瀬棚 町からハンフォードへの訪問を交互に行っています。町は姉妹都市交流を推進 するため、姉妹都市交流推進協議会に助成をしており、合併後は新町としてハ フォード市と姉妹都市を結び、さらなる交流の拡大を図ることにした。

た調整案をたたき台として協議を行 ◎姉妹都市等事業の取扱 教育専門部会と幹事会で検討 妹都市等事業の取扱いについて 11 (承認)

承認されました。

### 第2回 新町建設計画策定小委員会

平成 16 年 8 月 16 日、第 2 回新町建設計画策定小委員 会が開催されました。

熱心な協議が行われ、その協議経過及び結果の報告が ありました。 日 時 平成16年8月16日(月)

午後1時30分~

場 所 北檜山町健康センター

出席委員 9名

新町における医療施策について

新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定について

新町まちづくりプラン策定において重要施策として、「新町における医療施策」について幹事会に調査検討を指示していた結果の報告について協議した。

新町建設計画策定小委員会経過報告 P2

「新町まちづくりプラン(案)」について、第5章の将来像実現のための基本施策、第6章の北海道事業の推進、第7章の公共施設の適性配置と整備について協議した。

なお、第5章においては、基本施策に係る主要事業集 計表のとおり、主要な事業を定めた。

## 第2回 新町名候補選定小委員会

#### 新町名候補の選定結果

No.	名 称	ふりがな	選定基準	
1	瀬棚町	せたな	2 3 4 5 6	
2	せたな町	せたな	2 3 4 5 6	
3	北檜山町	きたひやま	2 3 6	
4	大成町	たいせい	2 3 6	
5	狩 場 町	かりば	1	
6	西幸町	さいこう	1	

- ①地域が地理的にイメージできる名前
- ②地域の特徴を表す名前
- ③地域の歴史・文化にちなんだ名前
- ④地域を対外的にアピールできる名前
- ⑤地域の知名度が向上できる名前
- ⑥住民等の理想・願いにちなんだ名前
- ⑦その他新町としてふさわしい名前

日 時 平成 16 年 8 月 23 日 (月) 午前 10 時~

場 所 北檜山町健康センター

出席委員 8名

平成 16 年 8 月 23 日、第 2 回新町名候補選定小委員会が 開催されました。

新町名の応募総数 1,097件、そのうち有効件数 1,069件を 厳選な選考の結果 6 候補に絞り、本会議に報告することに なりました。

新町名候補の公 募結果について

新町名候補の選定について

郡の所属の取 扱いについて

事務局から 「新町名候補 の公募結果に ついて」の 告を受け、こ れを了承 た。 新町名候補選定手順に基づき 「新町名候補の公募結果一覧表」 に記載されている候補の中から新 町名にふさわしいと思われる名称 を第1次選考として1委員が3点 ずつ無記名で選ぶことを決めて、 投票した結果15種類の新町名候 補が挙がった。この中から第2次 選考として、10点以内の候補を選 定したところ「新町名候補の選定 結果」のとおり6点を選定し、協 議会に報告することとした。 新町の郡の 所属につい名が 決定した後に おいて再協議 することと た。

### 第1回 議会議員定数·任期検討小委員会

各委員から提案された意見の概要は次のようなものです。

- ●町民の意見の中には「財政事情を考慮した場合、合併後に設置選挙をすべきでは」との声があるので、在任特例を適用しないことを検討すべきではないか。
- ●在任特例を適用する場合には、住民の理解が必要である。また、在任特例後に 行われる一般選挙では議員の法定定数(22名)を削減すべきでないか。
- ●法で定める議員の在任特例制度のねらいは、合併すると周辺町の住民の声が新町に反映されないのではないか、さらには、今までのまちづくりの実績がなくなるなどの懸念解消のため、現在の議会議員の任期を上限2年間としたものである。このことにより、現議員は新町の予算2回・決算1回の審議ができる。住民の不安解消のためと行政の継続性を監視するのは、議員の責務であり、そのためにも在任特例を2年以内で適用することが望ましいのではないか。

以上のような意見を踏まえ、小委員会として次のとおり調整案を決定しました。

- 1 任意協の調整提案である在任特例を適用する。
- 2 在任特例の適用期間は、北檜山町議会議員の任期満了日の 平成 19 年 4 月 29 日までとする。
- 3 議員定数については、在任特例適用による在職議員39人と する。なお、在任特例の適用期間後の定数については、新 町議会で決定する。
- 4 選挙区の設置については、新町議会で決定する。

日 時 平成16年8月23日(月)

午後1時30分~

場 所 北檜山町健康センター

出席委員 10名

委 員 長

大 成 町 高畑 實(議会議長)

副委員長

北檜山町 中島 勝則(町民代表)

委

大 成 町 花田千賀志(町長)

濱口 敬子(町民代表)

明町 平田 泰雄(町長)

桜井 明雄(議会議員)

工藤 芳江 (町民代表) 北檜山町 内田 東一 (町長)

酒井 誠一 (議会議員)

檜山支庁 小田 千秋 (地域政策部長)

# 3 町行政視察を実施

### 協議会委員が3町の公共施設などを実地視察



8月19、20日、協議会委員による大成町、瀬棚町、北檜山町3町行政視察 を実施しました。

3町の地勢や施設等の状況を把握し、今後の協議へ活かすことを目的に、全委員が参加し、3町の主な施設等について、2日間かけて3町を視察しました。

隣の町にありながら、なかなか見ることのない施設や、通ることのない道など、改めて3町の広さを認識するなど新しい発見もありました。また、各町のそれぞれ個性のあるまちづくりなども見ることができました。

#### 各町主な視察箇所

瀬棚町	茂津多岬灯台、三本杉海水浴場、B&G海洋センター、立象山展望台、 青少年旅行村、瀬棚港・洋上風力発電、生活支援ハウス、医療センター (診療所)等
北檜山町	北檜山小学校改築予定箇所、特別養護老人ホーム、町立国保病院、東 瀬棚営林署跡地、北部檜山衛生センター、道道北檜山大成線北成トン ネル工事現場(北檜山側)、米乾燥調製貯蔵施設等
大成町	大成長生園、デイサービスセンター、水産種苗育成センター、長磯あ わび畜養施設、道道北檜山大成線北成トンネル工事現場 (大成側)、国 民健康保険病院等



#### 瀬棚町 檜山北部3町を訪ねて



瀬棚町の一大イベントと言えば、やっぱ り「せたな漁火まつり」!

約1,000発もの花火が夏の夜を彩る「花 火大会」や瀬棚の海の幸を丸ごと味わえる 「海の幸チケット」、名物「活イカの釣堀」や 「活ホタテの釣堀」、「イカイカダービー」の ほか、「ダンプUPでアップアップ」といっ た海上イベント、歌謡ステージ、ビンゴ大 会などなど、2日間いっぱい楽しめるイベ ントが盛りだくさん!

多少の雨では中止にしない! そんな「ス タッフの熱い情熱とパワー! がビシビシと 伝わってくるイベントです!



## 協議会は公開しています・・・・・

\_\_\_\_\_\_

協議会は公開していますので、傍 聴することができます。詳しくは、 合併協議会事務局までお問い合わせ ください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

第9回合併協議会(予定)

日時: 平成 16年 10月 22日(金)午後 1時 30分~

場所:大成町 町民センター 第 10 回合併協議会(予定)

日時:平成16年11月26日(金)午後1時30分~

場所:北檜山町 健康センター

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。

#### お知らせ ホームページアドレスが変わりました。

9月から新アドレスへ移行しました。(9月末日までは旧アドレスも使用可能です) ※お気に入り(ブックマーク)に登録されている方は、変更お願いいたします。

お問い合わせ ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております

### 檜山北部3町合併協議会事務局

新アドレス http://www.dsunit.net/hiyamahokubu3gappei/index.html 旧アドレス http://www.kaigiroku.net/hivamahokubu3gappei/index.html

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内) TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp